

令和4年8月16日

令和4年第8回

農業委員会総会議事録
〔 総 会 〕

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和4年8月16日 午前10時00分 由宇総合支所（2階会議室）、玖珂総合支所（第1会議室）、周東総合支所（会議室3）、美和総合支所（2階会議室）の4会場において総会を招集した。（Web会議）

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり。

1 番	小林 増次	2 番	片山 剛	3 番	松宮 榮昭
4 番	隅 ふじ江	5 番	藤中 京子	6 番	小川 栄太郎
7 番	上尾 家隆	8 番	藤本 哲	9 番	中尾 正浩
10 番	黒崎 友美	11 番	塚田 由美子	12 番	原田 孝親
13 番	林 聖文	15 番	刀祢明 薫	16 番	森川 稔己
17 番	清弘 進	18 番	梅川 仁樹	19 番	常藤 隆彦

3 本日の総会に欠席した委員
14 番 藤村 浩司

4 本日の総会に出席した職員は、次のとおり。

局 長	有馬 秀樹	次 長	後 詳子
事 務 局	木村 吉秀	由宇支所	小池 泰弘
周東支所	金子 健太郎	周東支所	沖田 史典
錦 支所	大谷 彰弘	美和支所	石川 育代

5 会長は午前10時00分、委員総数19名の内18名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

10 番	黒崎 友美	12 番	原田 孝親
------	-------	------	-------

7 本日の総会の議事日程は、次のとおり。

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項

1 農地法第5条の規定による届出の受理について

- 2 認定電気通信事業者等が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出の受理について
- 3 農地所有適格法人報告書の提出について
- 4 現況証明

8 議 事

議 長

それでは、ただ今より令和4年第8回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数19名のうち、18名の出席で所定の出席委員がおりますので、総会は成立いたしましたことを、報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、10番 黒崎友美委員 と、12番 原田孝親委員を指名いたします。
よろしくお願いいたします。

それでは、議事に移りますが、本日の議事進行につきましては、事前にお知らせしていたとおり、審議時間の短縮を図るため、担当委員からの各事案への補足説明は、原則として行わないことといたします。なお、特に必要と思われる場合は、補足説明も可能ですので、その際は申し出てください。

「議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

1番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田及び畑。面積は、1,175 m²ほか15筆、合計9,917 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。権利の種類は所有権移転です。これは、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

営農計画といたしましては、譲受人は、建設会社との兼業ですが、水稻・自家用野菜や栗の栽培管理を行うとのことです。なお、 番と 番の2筆につきましては、既存の樹木等を伐採し、栗を植樹するとの誓約書が添付されています。

議 長

担当委員の方、追加説明がありますか。

第 19 番

ございません。

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、「議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より議案説明してください。

事務局

1番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、605㎡ほか1筆で、合計1,047㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は宅地分譲です。権利の種類は、所有権移転です。農地区分は鉄道の駅から300m以内に位置する第3種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

事業計画では、譲受人の不動産業者が、道路や側溝を整備し、4区画の宅地分譲を行うとのことです。

議長

担当委員、追加説明がありますか。

第16番

ございません。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

それでは、2番を事務局より議案説明してください。

事務局

2番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、220㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。権利の種類は所有権移転です。農地区分は、支所から300m以内に位置する第3種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

また、周東高森土地改良区の「差支えない。」との意見書も添付されております。

議長

担当委員、追加説明がありますか。

第2番

ありません。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、3番・4番につきましては、譲受人が同一ですので、一括審議にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、3番と4番を、一括として事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。面積は1,621㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は太陽光発電設備の設置です。権利の種類は所有権移転です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

事業計画で、岩国市景観条例届出と、開発行為でない旨の届出も行っており、草刈りも年2回実施予定とのことです。

続きまして、4番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。面積は1,630㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は太陽光発電設備の設置です。権利の種類は所有権移転です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

事業計画で、岩国市景観条例届出と、開発行為でない旨の届出も行っており、草刈りも年2回実施予定とのことです。

議 長

担当委員より追加説明はありませんか。

第 2 番

ありません。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番及び4番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事務局

5番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田及び畑。面積は1,005 m²ほか2筆で、合計1,369 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅建築及び貸資機材置場と貸駐車場の設置です。権利の種類は所有権移転です。農地区分は、都市計画法で用途地域に指定された、第3種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

事業計画では、農地以外のほか3筆と一体利用し、全体面積2,452.74 m²の敷地内での開発となり、現在、都市計画法第29条の開発許可申請中で、同時許可の見込みです。なお、貸駐車場等は、譲受人が経営する建設業者が借り受ける予定となっております。

議長

担当委員、追加説明がありますか。

第2番

ありません。

ただいまの説明について、何かご意見等はございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、6番を事務局より議案説明してください。

事務局

6番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は、214 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、メダカの養殖場の設置です。権利の種類は、所有権移転です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

事業計画では、譲受人が所有する隣接地とともに、全体面積996.04 m²の敷地に大小合わせて433個の水槽や倉庫等を設置し、メダカの養殖を行うとのことで、開発の事前相談は行っており、届出等の手続きは不要とのことです。

議長

担当委員、追加説明がありますか。

第6番

ありません。

議長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、7番を事務局より、議案説明してください。

事務局

7番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は、330㎡ほか1筆で、合計579㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。権利の種類は所有権移転です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

また、申請2筆の登記面積は579㎡ですが、 には法面57.72㎡を含んでいるため、2筆での有効面積が521.28㎡となり、建ぺい率は満たしています。

議長

担当委員、追加説明がありますか。

第7番

ありません。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より報告してください。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田。面積は、375㎡です。届出人は記載のとおり。転用目的は、住宅用地です。農地区分は、市街化区域です。

ほか6件、合計7件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第2号 認定電気通信事業者等が行う中継施設等の設置に伴う農地

転用の届出の受理について、事務局より報告してください。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも畑。面積は584㎡のうち、1㎡です。届出人は記載のとおり。転用目的は、携帯電話基地局の設置です。農地区分は、第2種農地です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

ほか1件、合計2件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第3号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より報告してください。

事務局

1番 錦地区

報告年月日は、令和4年6月28日。法人の住所・名称は記載のとおり。事業年度は、4月1日から3月31日。法人形態は農事組合法人です。事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。ほか1件、合計2件の提出がありました。

議長

報告第4号 現況証明につきましては、ご高覧ください。

以上で農地法関係の報告事項を終わります。

そのほか、伝達事項がありますか。

事務局

・岩国市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)についての説明

議長

委員の皆様から伝達事項等ございませんか。

それでは、以上を持ちまして本日の総会の方は終了したいと思います。

次回の定例総会は、9月16日(金)午前10時から、岩国市民文化会館の小ホールを予定しております。なお、新型コロナウイルス感染症の今後の拡大、感染状況におきましては、今回のようにまたWebで会議をする可能性がありますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、本日午後実施予定の農地巡回調査ですが、新型コロナウイルス感染症予防対策として延期して、2月総会後に実施を予定しております。よろしくお願いします。

コロナの方も、なかなか終息せず、今かなり蔓延をしておりますので、皆様方、お気を付けいただけたらと思います。また、まだまだ暑い日が続いておりますので、農作業等をされる時には、十分気を付けて作業していただけたらと思います。

以上をもちまして、本日の総会は終了いたします。

お疲れ様でした。

次回総会について

令和4年9月16日 金曜日 午前10時から岩国市民文化会館 1階 小ホール。

午前10時21分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長 梅川 仁樹

署名委員 原 田 孝 親

署名委員 黒 崎 友 美

